

## 船舶事故調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月30日 15時31分ごろ
発生場所	広島県尾道糸崎港第1区 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位317° 1,540m付近 (概位 北緯34° 24.6′ 東経133° 14.1′)
事故の概要	押船8きゅうえいは、起重機船28だいきゅうを押航して北進中、両船が浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年10月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 8きゅうえい、19トン 260-49273 広島、株式会社久栄建設（A社） B 起重機船 28だいきゅう、総トン数不詳（全長68.0m） なし、A社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型、特殊、特定
負傷者	なし
損傷	A 両舷プロペラに擦過傷 B 中央部及び船尾部の船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約150cm（糸崎）、潮流 西流約2.4ノット（kn）（尾道水道）
事故の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、B船船尾凹部にA船の船首部を嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、約4knの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により北西進した。 A船押船列は、船長Aが、東尾道公共岸壁に向けようとした頃、尾道糸崎港尾道水道東第6号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）を右舷側に見て航行する予定であったが、本件灯浮標付近の潮流が速いと思い、右舵を取り、本件灯浮標を左舷側に見て北進した。 A船押船列は、北進中、船長Aが、予定進路より右方に当て舵を取り、東方の浅所に近づいたので、左舵を取ったものの浅所に乗り揚げた。 A船押船列は、A船の喫水が船首約1.0m、船尾約2.6mで、B船の喫水が船首約2.0m、船尾約2.6mであった。 船長Aは、東方の浅所を知っていた。

<p><b>分析</b></p>	<p>A船押船列は、西流約2.4knの潮流がある状況下、本件灯浮標を左舷側に見て北進中、船長Aが、予定進路より右方に当て舵を取りながら航行を続けたことから、東方の浅所に近づき、左舵を取ったものの浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、西流約2.4knの潮流がある状況下、A船押船列が、本件灯浮標を左舷側に見て北進中、船長Aが、予定進路より右方に当て舵を取りながら航行を続けたため、東方の浅所に近づき、左舵を取ったものの浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、潮流の大きい海域を航行する場合、船位を確認しながら航行すること。</li> <li>・ 船長は、狭水域を航行する際、潮流の影響及び潮汐を十分に調査すること。</li> </ul>